



婦人保護施設の職員による抑圧的実践の認識および
批判的省察をめぐって：
反抑圧的実践（AOP）展開の可能性に向けて

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-06-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児島, 亜紀子, 武子, 愛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017698

論文

婦人保護施設の職員による抑圧的実践の認識および批判的省察をめぐって：反抑圧的実践（AOP）展開の可能性に向けて

児島 亜紀子
武子 愛

1 問題の所在

本研究で取り上げる反抑圧的実践（anti-oppressive practice: 以下、AOPと表記する）とは、援助専門職と利用者間の権力の偏在を是正し、利用者がおかれている抑圧状態からの解放や、福祉供給プロセスの民主化をめざす、いわばミクロレベルからマクロレベルに至るソーシャルワークの全実践の政治化を志向するアプローチである。AOPは英国やカナダにおいては主流のソーシャルワーク実践だといえるが、日本での展開はこれからである。

AOPの大きな特徴として、差異と多様性を重視したミクロな対人援助を行うのと平行して、抑圧構造の変革を指向することが挙げられる。BainesとEdwards（2015）によれば、AOPはミクロレベルとマクロレベル双方を視野に収めて問題解決に取り組むことにより、「さまざまな実践家が権力と抑圧について思考することを勧める包括的なアプローチ」（Baines and Edwards 2015: 30）へと発展してきたのだという。

また、AOPの実践上の要諦のひとつとして挙げられるのが、支援者の批判的省察である。冒頭で述べた権力の偏在に変化をもたらす、利用者との対等なパートナーシップを実現させて社会変革へとつなぐためには、支援者が自らの実践の権力性を自覚することはもとより、実践内容の批判的省察を行うことが必要不可欠である。

AOPの機能は、ネオリベリズムや「新しい公共経営」のもとで変質を余儀なくされてきた公共サービス分野における、とりわけ利用者とソーシャルワーカー、ワーカーとサービス供給機関、サービス供給機関と政府という、不平等な関係性に照準し、その変容を促すものと観念しうる。StrierとBinyamin

(2014) も指摘するように、かかる力の不均衡が存在する状況のもとでは、排除された人びとや脆弱な人びとに提供されるサービスが、抑圧的な実践のための肥沃な土壌となっていたとしても驚くには値しないのである。日本の公的な女性支援の現場においても、婦人相談所と婦人保護施設のように、措置権を持つ機関と措置委託先の施設の力関係がもたらす支援不全感が、支援する側からしばしば語られてきた（武子、児島 2022）。

本研究では、AOPの視点に立脚し、日本の公的な女性支援の実践現場において、抑圧的な実践がどう支援者たちに観念されているのかを明らかにするのみならず、その背景にあるものは何であり、抑圧的实践を回避・改善する方策を支援者たちがどのように認識し批判的省察を行っているのかを、インタビュー調査を通して明らかにする。

2 先行研究

2.1 抑圧概念とAOP

CliffordとBurke（2009）によれば、抑圧には2つの様態があるとされる。1つ目は個人や集団が他者に向ける力の搾取的行使であり、もう1つは、支配的な社会集団による経済的・政治的・文化的資本の継続的獲得と維持を通じた、日常生活やルールへの疎外と不平等の構造化である。抑圧は、個人および集団の状況の変容や、それらに対する人びとの反応の変化によって影響を受ける、安定的であり流動的でもある力の不平等から生じる（Clifford and Burke 2009: 16）。AOPの倫理は、不平等と無力化——すなわち個別かつ集合的な自由と福祉を毀損するもの——を認識し、行動を起こすための指針となるアプローチに関わっている。CliffordとBurkeの捉える抑圧概念は、おおむねYoung（1990）に依拠しているといってよい。彼らは、Youngが提唱する抑圧の5つの諸相に着目し、「抑圧は主たる経済的・政治的・文化的諸制度のうちで体系的に再生産される」（Young 1990: 41）という言葉を引きつつ、これら5つの諸相（搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力）のプロセスが地域、国内、国際的社会システムの各レベルで機能していると述べている（Clifford and Burke 2009: 18）。ここで、Youngの主張する5類型の概要を整理すると以下のようなになるだろう。

① 搾取 (exploitation)

Young (1990) は、マルクス主義の搾取理論の有用性を認めつつ、当該理論が捕捉できない例として、ジェンダー搾取を挙げる。ここにいうジェンダー搾取とは、女性自らのエネルギーやパワーが、通例男性の利益のために浪費され、それだけでなく、男性をより重要で創造的な仕事につかせたり、男性の地位や彼らを取り巻く環境を向上させたり、男性に性的で感情的なサービスを提供したりするといった事柄を指す (Young 1990: 51)。Youngは、「ひとつの集団から他の集団へ力を移転させて不平等な分配を生み出す社会的なプロセスと、社会制度が少数者の蓄積を許すその一方で、それより多くの者を制約するという方法」(Young 1990: 53) が搾取の不正義を生み出すと述べている。加えて、かかる搾取の不正義は、財の再分配によっては解決されえないという特色がある。搾取のあるところで正義を実現させるには、意思決定に関する制度や実践の再組織化、労働の分業体制の変革、そしてそれらと同様の手法による制度的・構造的・文化的変容を引き起こすことが要請される (Young 1990: 53)。

② 周辺化 (marginalization)

Youngによれば、「周辺化は抑圧の形態のうちおそらくは最も危険なものである」(Young 1990: 53)。高齢者、生活困窮者、精神障害者や身体障害者など、ケアを必要とする人びと、他者に依存せざるを得ない人びとは、社会サービスの供給者や公私の組織の管理者の有する権威に対して、しばしば合法的な服従を要求される。そして、周辺化はこうした人びとがシェルターや食料にありつけたからといって抑圧的でなくなることはない (Young 1990: 54-55)。「周辺化の不正義は、自分は社会にとって役に立たない (uselessness) といった感覚、退屈、自尊心の欠如といったかたちで残る」(Young 1990: 55) ことからわかるように、周辺化は深いところで人びとの被傷性を増幅させる。

③ 無力化 (powerlessness)

多くの人びとは政策決定の力をたとえ持っていなかったとしても、他者との関係において幾ばくかの力を持つてはいる。しかし、無力化された人びとは、このような媒介された意味においても権威や力を欠いている。それらの人びとは自らが力を行行使することはなく、もっぱら行使されるのみである。つまり、無力化された人びとは、命令を受けなければならないが、自らは命令を下す権利を滅多に持たないような人びとのことである (Young 1990: 56)。Youngは、

このような人びとを、専門職に対する非専門職者のありようになぞらえて説明している。つまり、無力化された人びと——非専門職者は仕事の自律性をほとんど持たず、発展的で進歩的な仕事に就くこともなく、専門職の権威の下に置かれ、また、他者から尊敬をもって扱われない。かかる無力化に伴う不正義は、根本的には産業社会に横たわる分業の問題であるといえる（Young 1990: 57-58）。

④ 文化帝国主義（cultural imperialism）

上記に挙げた3つのカテゴリーの抑圧は、「他者との関係性における具体的な権力の問題」、すなわち「誰が誰から利益を得、誰が重要でないか」（Young 1990: 58）という問題に関わっている。これに対し文化帝国主義とは、社会を支配している意味づけの作用が、個人が属する集団に固有の視点を不可視化し、その集団をステレオタイプ化し、ひいては他者として位置づけてしまうことである。文化的帝国主義の作用によって、逸脱していると見做され、ステレオタイプ化された他者として規定される集団は、支配的集団とは文化的に異なっている。それというのも、他者性という地位は、支配的な集団には共有されることのない特殊な経験を生み出し、他者化された集団はしばしば社会的に隔離され、社会的な分業体制の中で固有の位置を占めているからである。抑圧された集団の社会生活に関する経験や解釈は、支配的な文化と接点をもって表現されることはほとんどない。その一方で、支配的な文化は抑圧された集団に対して社会生活に関する経験や解釈を押しつけるのである（Young 1990: 58-60）。

⑤ 暴力（violence）

組織的な暴力もまた代表的な抑圧の経験を形作る。Youngによれば、暴力を可能にし、受容できるものにまでしているのは、暴力を取り巻く社会的な文脈に原因があるという（Young 1990: 61）。暴力は、人がある集団の構成員であることを理由として振るわれる場合、組織的なものになる。暴力が単なる個別的道徳的悪ではなく、社会的不正義の現象であるのは、かかる暴力の組織的性格であり、それが社会的実践であるからである。前述した文化帝国主義は、暴力とも交差する。支配的な文化に対する拒否や自らの主体性の主張は、非合理的な暴力を生み出す源泉となり得るからである（Young 1990: 62-63）。

本研究においては、Youngの不正義概念——抑圧と支配が不正義であると捉える考え方——がAOPのそれとほぼ重なり合うことを確認したうえで、上記

5 類型を、質問項目設定のための枠組みとして用いることとした。

2.2 AOPの要諦

抑圧の具体的様態が明らかになったところで、AOPの実践のポイントを整理しておきたい。Danso (2009) によれば、①ソーシャルワーカー自身が省察を行うこと、②クライアントの抑圧経験のアセスメントをすること、③クライアントへのエンパワメントを行うこと、④パートナーシップに取り組むこと、⑤介入を最小限にすることがAOPの原理であるとされる (Danso 2009: 542)。かかる原則を踏まえ、AOPの認識論的前提の整理を試みるならば以下になるだろう (児島 2019: 25)。

- ①利用者の生活困難、すなわち抑圧状態の発現は、社会における不均衡な力関係の布置状況に淵源がある。
- ②したがって抑圧からの解放、すなわち社会正義の実現に向けては、利用者に対する個別支援だけでは不十分であり、サービス供給の現状の改善に働きかけ、社会変革を進めることが不可欠である。
- ③その際、ソーシャルワーカーのみならず、当事者／利用者がともに社会に働きかけることが肝要である。
- ④エンパワメントには審級があり、その最終的なゴールは利用者とともに社会変革をすることにおかれる。
- ⑤利用者の個別支援にあたっては、生きられた経験の多様性を顧慮するとともに、抑圧状態を作り出すパワーの不均衡を形成する諸要因(人種、ジェンダー、階級、能力、年齢等)が利用者にとってどのような影響を与えているのかを見定めねばならない。
- ⑥その際、不均衡な力関係の是正という観点から、支援者であるソーシャルワーカーは自らが抑圧を作り出すことに荷担していないか、省察を行う必要がある。
- ⑦不均衡な力関係の是正という観点から、利用者への介入は最小限度にとどめる。

本研究は、冒頭でも述べたように日本における女性支援現場へのAOPプログラム導入の可能性を探索するに先立って行うものであり、特に上記⑤と⑥に焦点づけて支援者への聞き取りを行う。

2.3 公的サービスとAOP

本研究では、公的な女性支援である婦人保護施設での実践を対象とするが、StrierとBinyamin（2014）によれば、反抑圧的な原則の実施を取り上げて分析した研究のほとんどが、非政府機関に焦点を当てているという。先行研究によれば、AOPは主として非政府機関、フェミニスト、ないしは草の根のオルタナティブ組織によって受け入れられて来たことが示されている。Strierらは、AOPが公的な社会サービスの文化や性質に適合するかどうかを検討した研究はまだ見当たらないと指摘する（Strier and Binyamin 2014: 2107）。その稀少な例が、彼ら自身による、イスラエルの家族支援センター（Family Aid Centre）を対象とした実践報告である。イスラエルの家族支援センター（以下、FACと標記する）は公的福祉サービスであり、AOP原則に則った実践を展開している。FACでは、AOPの視点を導入することによって、ソーシャルワーク専門職の言説に変化が見られたほか、利用者とワーカーの関係が改善し、ワーカーの職業的地位も向上したという。

FACは生活困窮者に対する支援を行う機関であるが、病理を抱えた個人の問題として貧困を捉えるようなアプローチは現在影を潜め、「より集団的で解放的、社会変革志向の専門的アプローチへと、サービスの専門的レトリックは劇的に変化した」ことが指摘されている（Strier and Binyamin 2014: 2103）。また援助関係については、クライアントの満足度が大きく上昇した。クライアントは、ワーカーとの援助関係を「高度な受容、協力、パートナーシップを特徴とするもの」（Strier and Binyamin 2014: 2103）と定義づけたが、これは、イスラエルの公的な社会サービスに対するクライアント一般の不満の高まりと比べて対照的であったという。また、FAC設立以前は、貧困者支援分野におけるソーシャルワーカーの地位は劣っているものと考えられてきた。しかしながら、こんにち、FACの新しいサービスは、高度に専門的なサービスを提供していると認識されており、「独自の専門文化、アプローチ、戦略、独自のツールや介入方法を開発し、より質が高く、意欲的なプロフェッショナルを惹きつけている」とされる（Strier and Binyamin 2014: 2104）。

StrierとBinyaminは、イスラエルの公的福祉サービス機関が、クライアントとワーカーの相互作用に権力関係が影響していることを認識した上で、民主的な組織体制を確立し、ワーカーの省察を促し、クライアントとワーカーを政治

的に結びつけることができたと評価している。

StrierとBinyaminによる評価は、AOPの視点が公共的サービスを刷新する機能を有することを示すものである。本研究においては、公共的サービスの支援者に抑圧の存在の気づきを促し、批判的省察を行ってもらうことによって、専門職言説の変容の可能性も示唆する。

3 研究の方法

3.1 調査概要

本研究は、日本の女性支援領域へのAOP導入の可能性について検討するに先立ち、女性支援領域でソーシャルワークを展開する支援者が、どのように自らの抑圧の実践を認識し、しかるのちにどのような批判的省察を行っているのかを、支援者へのインタビューを通して明らかにしようとするものである。

はじめに、今回の調査フィールドである婦人保護施設について簡単に触れておきたい。婦人保護施設の法的な対象者は、根拠法である売春防止法第36条にいう「要保護女子」であり、同じく根拠法たるDV防止法第5条にいうDV「被害者」である。これに対し、東京都内の婦人保護施設が立ち上げた「婦人保護施設あり方検討会」では、その対象を「性的暴力を中核とする人権侵害を受け、支援を必要としている女性、全て」と提起している（堀 2008: 139-140）。このことからわかるように、現在婦人保護施設に求められる役割とは、「セクシュアリティの危機状況への支援を中核としつつ、家族によるサポートの欠如、障害、依存など、女性のあらゆる困難に対して支援する」（堀 2008: 140）ことであるといえるだろう。なお本研究の語りにもしばしば登場する婦人相談所についても付言しておく。当該機関は、その支援対象を「要保護女子」「暴力被害女性」「人身取引被害女性」としており、具体的業務として「啓蒙活動、相談、調査、判定、指導・援助、一時保護、婦人保護施設への収容保護およびその廃止の決定」などを行っている。女性支援に関わる、非常に幅広い機能を有する機関である（堀 2008: 102-103）。

次に、具体的な研究方法の概要を示す。本研究では、婦人保護施設の職員を対象とした半構造化面接を行った。調査協力者の募集に関し、まずもって関東地方の婦人保護施設長会議において本インタビューの調査告知に関する協力を

依頼し、続けて関東地方の婦人保護施設施設長宛に電話で協力の意向を尋ねた。その結果、3施設の施設長より調査協力の意思が示され、これら3施設長を通して、職員に向けた調査協力の告知を依頼するはこびとなった。関東地方のA施設2名、B施設2名、C施設1名が今回の調査に応じた。協力に応じた職員（以下調査協力者とする）に対し、筆者ら2名による聞き取りを実施した。折しも新型コロナウイルス感染拡大下であったため、筆者ら2名のうち1名はオンラインによって、また1名は直接対面によってインタビューを行うこととなった。インタビュー調査は2021年1月から2月にかけて行われた。

筆者らと調査協力者との関係は以下のとおりである。筆者らのうち1名は、A施設の事例検討会に3年間参加した経験があった。しかしながらB施設およびC施設についてはそのような関係はなく、調査協力者とも面識はなかった。筆者らのうち他の1名はどの調査協力者とも面識はなかった。

調査項目であるが、Young（1990）による抑圧の5類型を念頭に、施設内での抑圧の様態を仮定した。たとえば、

- ・ 正当な報酬を与えないまま、利用者に労働力を提供してもらっている（搾取）、
- ・ 利用者がやる気を出している時、正当な理由のあるなしにかかわらず利用者のやる気を削ぐ関わりをしている（無力化）、
- ・ 利用者に疎外感を感じさせている（周辺化）、
- ・ 支援者側の一方的な理屈によって（文化帝国主義）、利用者にさまざまな押しつけをしている（暴力）。

これらの経験の有無を尋ねることに始まり、本調査では、AOPの実践を行う際に支援者が重要視すべきポイント（1. 支援者もまた利用者を抑圧する装置の一つとして機能していることと、そのことに対する気づきや省察の徹底、2. 交差性¹および交差分析の重要性を認識すること、3. 利用者への介入を最小限に押さえること、4. 利用者に対等なパートナーと見做し、ともに社会変革を目指すこと）などについて尋ねている。具体的なインタビューガイドは表に示し

¹ 人種、ジェンダー、階級、能力といった軸に沿って、諸個人の社会的なポジショニングが定まり、そのことが差別と抑圧の経験を構成するといったAOPの認識は、われわれに交差性（intersectionality）概念を想起させよう。Carastathis（2014）は、Crenshawが1991年に発表したエッセイである“Mapping Margins”に着目し、この中に交差性の3つの定義が提示されていることを指摘している。まず1つ目は「構造的交差性（structural intersectionality）」であり、

たとおりである。

表1 本調査におけるインタビューガイド

1	利用者が前向きに取り組もうとしていたことについて、制止するような関わりをしたことがありますか。
2	利用者が自分の気持ちをうまく伝えられないとき、それをうまくみ取れなかったりして、利用者に疎外感を感じさせるような出来事が過去にありましたか。
3	支援する側の都合、あるいは支援する側の倫理観で、結果的に一方的に押し付けてしまったと感じる支援は過去にありましたか。
4	あなたは利用者が支援を求めていたがなにもしなかった、という経験はありますか。
5	反対に、利用者が求めていないが支援をしなければならなかった、という経験はありますか。
6	支援をする・しないを決めるとき、その決定に影響しているのはどんなことだと思いますか。たとえば社会規範や地域のあり方ですか。組織の方針ですか。それとも支援者自身の考え方や価値観ですか。
7	たとえば、利用者が以下の状態にあるとき、彼女は社会から抑圧されている、あるいは社会から疎外されていると思いますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者である場合 ・性風俗従事経験がある場合 ・知的障害がある場合 ・精神障害がある場合 ・外国籍である場合 ・同伴児童がいる場合 ・若年女性である場合
8	さらに上記のうち、複数の困難状況が彼女に覆いかぶさっているときは、彼女にどんな支援をしようと思いますか。その時、気をつけているのはどういうことですか。
9	性産業従事経験と知的障害が同時に利用者の困難状況としてあるような場合、支援が長期化したり自立が困難だったりするということが先行研究で言われています。そのような困難状況を抱え持つ利用者は、社会から抑圧されていたり、疎外されていたりすると思いますか。また、その際の支援について、気をつけておられるのはどのようなことでしょうか。

これは「有色人種の女性が人種とジェンダーの交差点に位置することで、ドメスティック・バイオレンス、レイプ、救済制度改革などの実際の経験が、有色人種の女性と白人女性のそれとは質的に異なるものになっている」ということを指す (Carastathis 2014: 306)。次いで「政治的交差性 (political intersectionality)」とは、歴史的に見て、米国におけるフェミニストと反人種主義者の政治が「連動して機能してきた」という事実を説明するものであるとされる。最後に、「表象の交差性 (representational intersectionality)」とは、性差別的、人種差別的な物語のモチーフを用いた有色人種の女性のイメージが生み出されることと、また、これらの表象に対する批判が、有色人種の女性の客観化を周辺化したり再生産したりするやり方について言及したものである (Carastathis 2014: 307)。上記の定義からも窺えるように、交差性概念ははじめブラック・フェミニズムの主張の中から生み出されたが、こんにちでは抑圧の経験を断片化することなく、その構造的な複雑さを捉えるための枠組みとして受け入れられているといえる。Carastathis, A. (2014) 'The Concept of Intersectionality in Feminist Theory', *Philosophy Compass*, pp.304-314を参照。なお、交差性概念を活用することは、AOPにとってアセスメントの中核ともいえる。個別支援にあたって「抑圧の原因がひとつのカテゴリーに還元できないこと」や「複数のカテゴリーが複雑に絡み合って個人の経験を構成していること」といった交差性の原理を理解することに加え、人種、ジェンダー、階級といったカテゴリーによる線引きがきわめて政治的なものであることを認識し、そのことを利用者との関係構築やアセスメントに生かすのがAOPの特質である。

本研究ではこのうち、質問1から質問6までの回答に焦点づけ、語りを分析した。

3.2 倫理的配慮

本研究の倫理的配慮について以下に記す。研究同意書はあらかじめ協力者に送付し、当日書面についての説明を改めて行い、研究協力の同意を得た。このときデータの保管方法や保管期間についても説明した。なお利用者個人の特定制ができないようにするため、調査協力者自らが担当したケースの詳細は話さず、支援に関するエピソードを話してもらうよう依頼した。また、希望があれば、論文発表前に調査結果の確認も可能なこと、成功しなかった支援について聞き取る調査でもあるため、場合によっては女性支援を専門分野とするスーパーバイザーにつなぐことができる旨付言した。本研究は2020年11月16日付で大阪府立大学人間社会システム科学研究科の研究倫理委員会による承認を得た。

3.3 分析手続き

インタビュー内容は調査協力者の同意を得て録音し、逐語録を作成した。そのうち、婦人保護施設における抑圧的实践についての課題を明らかにするために、エピソードを質的に分類した。具体的には、以下の手順で分析を行った。

- ①逐語録を作成して、その中からエピソードを抜粋する。
- ②エピソードごとに分け、内容が薄いテキストの部分、すなわち装飾的な言葉や反復的な言い回しを削除し、短縮する言葉や表現にできるものは置き換え、分かりやすくするために語りの順番の入れ替えを行って、要約する。
- ③要約したエピソードごとに、エピソードを一言で言い表す題名（＝コード）を振っていく。
- ④コードごとに比較検討し、カテゴリーを作成する。

分析の過程では、カテゴリーと要約前のエピソードの元データが一致しているかどうかを吟味した。

4 結果

コードとして15個が抽出された。語りの構造を見るために、これらのコード

を比較してカテゴリーを抽出したところ、以下の3つが導かれた。

- (1) 抑圧的实践をどう認識しているか
- (2) 抑圧的实践の背景
- (3) 支援者が抑圧装置にならないための方策

以下、(1)～(3)までの項目ごとに結果を述べていく。結果の表記には表2からの引用を用いた。【】はカテゴリー、〈〉はコードからの引用を表している。なお「」は元データからの引用であるが、表中には示していない。

表2 コード一覧

カテゴリー	コード	(数)	エピソード内容の一例
抑圧的实践 をどう認識 しているか	施設ルールの 厳格さ	(6)	寮内での掃除などの役割も、皆さんに順番をお願いをしている。それを負担に感じる利用者はとても多いと思うが、施設側から一方的にお願いしている。大変、つらい、という感想は日常的に出てきている。
	専門職としての 支援方法への固 着	(9)	保育士たちは、食事がすんだら利用者の子どもたち（いわゆる同伴児童）を寝かしつける。母親（利用者）からは「夜寝られなくなっちゃうから寝かせないで欲しい」という要望があったが、保育士たちは寝かせてしまった。それで、母親から「寝かせないでくださいって言ったじゃないですか」と抗議があった。
	ニーズに応えら れない	(9)	利用者が「自分は接客業が好きだから」と居酒屋の仕事を希望した。しかし、24時過ぎてからの帰寮になると聞いて利用者に再考を促した。利用者としては「自分の得意分野なのに止められた」と思っただろう。
	話を十分に聞け ない	(6)	ひどい暴力被害を受けて、人の顔色をうかがいながら話をする利用者が多い印象。利用者の個性とそのときの状況によっては、「話したことがうまく伝わっていないけれど、もう大丈夫です」とか、「もういいです」とか言って話を打ち切ってしまう利用者もいる。支援者側の理解が違ってるかもしれないが、「そうですね（話の内容の理解はそれで合っていますの意）」という利用者もいる。
抑圧的实践 の背景	日常とかけ離れ た暮らしを強いる	(4)	婦人保護施設としては、スマホやSNSの利用をかなり規制しており、利用者に理解を求めて協力して貰っている。（シェルターの機能を持つため）施設の住所自体はオープンにできないし、SNSに関しても施設内での写真撮影を禁止している。
	規範の内面化	(4)	携帯電話の使用規制や、門限などのルールについては、多分支援者の側に、それは当たり前だと言ってしまう土壌があるから、そうしたルールが生じているともいえる。寮の仕組みとしてこれまでずっとそれでやってきたから変えられないというのものもあるかもしれない。支援者によっては、入職して日が浅いと、どうしても自分の常識を物差しにして物事を考えてしまい、その常識の範疇でつい利用者にとってしまうということもある。

カテゴリー	コード	(数)	エピソード内容の一例
抑圧的実践の背景	ルールの硬直性	(5)	内勤作業は手芸が中心。利用者の一人から、内勤作業に飽きたから、給料をもらいながら勉強をしたいという希望が出された。当人にとっては勉強しながらの作業という前向きな要望であったが、施設という集団生活の中で彼女だけ特別にそうするわけにはいかないことから、遠回しに制止した。
	行政と施設の パワーバランス	(3)	婦人相談所と婦人保護施設は、決して本当に対等な立場ではない。婦人相談所は措置元なので、意見を言ったりはするけれど、結局24時間利用者の生活を見るのも支援するのも施設側である。困っている女性を支援する目的は同じはずなのに、両者の格差に違和感を覚える。
	社会を映す施設	(1)	寮のしくみを、その社会にいう「普通」のなかに入れこんでいる。施設は社会のあり方を反映している。
	物言わせぬ支援者	(3)	保育とは、支援とはこうあるべきで、これはそうでない、これは間違っているといった、支援者個々人の支援観があり、それが硬直的であるとを感じる。
	マイナスから始まる援助関係	(2)	社会資源としてここ（婦人保護施設）しかなくて、利用者はやむなくここにきている。入所「させられた」という意識をもって来るところから始まる援助関係の難しさはある。そこからが支援者の頑張りどころだ。本入所は期間が決まっていないために、人によっては時間をかけて信頼関係を作っていくことができるが、一時保護は期間が決まっているので、そんな関係構築もできない。
支援者が抑圧装置にならないための方策	支援の民主化	(6)	支援していると自分の（規範的な）意見は…倫理観ではないが…出てしまう。実際人と人との関係なので。しかしそれが怖いので、そうなることを避けるように、みんなの意見を聞いていることが多い。自分の経験値が浅い分、みんなで話し合っただけの方がいい部分もある。（支援する／しないの決定に影響してくるのは）組織の方針も関係してくる。結局みんなで話し合った結果、こうなったみたいなのがあったりはする。
	新しい風を入れる	(3)	ほかの施設から移動してきた人からすると、本人が希望することをダメという理由がわからない。外部からきた人の新鮮な目でみた意見も聞きながら（支援を考える）。
	利用者の声を聞き取る	(2)	（利用者の声は）尊重できないことも多いが、重く考えている。ここ何年かで、意思表示をできる利用者、権利意識をきちんと持った利用者の入所が増えてきている。（利用者が）声をあげつつある。直接声をあげてもらえれば、お互いに変わっていくことへの抵抗感がなくなる。利用者の声はすごく大事だと思う。
	社会変革を志向する	(1)	ゆがんだ社会に（利用者）を適応させていることは確かに事実。本来、利用者に向けての視点ではなく、地域や社会を変えていく動きの方が重要だが、なかなか1施設の中でそれをやるのは難しい。

（1）抑圧的実践をどう認識しているか

支援者が【抑圧的実践をどう認識しているか】については、掃除当番をはじめとするさまざまな役割分担が利用者に課せられることや、携帯電話使用の規制などに見られる〈施設ルールの厳格さ〉が〈日常とかけ離れた暮らしを強いる〉ことになっており、それが利用者への抑圧となっているのではないかという語りが見られた。すなわち、シェルターの機能を持つため対外的に住所を明かせない婦人保護施設のありようや、同様の理由によりSNSへの投稿が禁止されていることなどが、利用者へ〈日常とかけ離れた暮らしを強いる〉ことにな

り、それが抑圧的な実践につながっているということである。

また、専門職としての対人援助の場面においては、〈施設ルールの厳格さ〉は利用者の〈ニーズに応えられない〉状況を出来させているという語りがあった。たとえば、利用者が「自分は接客業が好きだから」と飲食店勤務を希望しても、帰寮が深夜になると聞いて、利用者に再考を促すようなケースがこれにあたる。得意分野の仕事があっても、集団生活のルールに抵触する場合は勧められないということである。他に、内勤作業を続けていた利用者が「勉強がしたい」というのに対して、施設という集団生活だからそれは難しい、と断ったエピソードも語られた。「それがご本人にとっては前向きに勉強するってものではあるのですが、施設として他者との集団というところで考えると、彼女だけそうするわけにはいかないってところで、制止っていうところに結局はなって」と語った支援者は、「そのご本人がやりたい気持ち、やらなきゃっていう、これから社会に対して出て行くために、っていうところの前向きな行動をやっぱり止めていると思うんですよね。それを自由にできるような状況って、今の施設内では提供できていない」とも述べた。

このほか、専門職として利用者に対峙するときの態度がともすれば抑圧的な実践につながっているのではないかという語りが認められた。たとえば、比較的入職期間が短い支援者の一人は、利用者に気持ちを全部吐き出さしてしまうような支援は、次にうまくつながらないから止めるようにと、先輩の職員から釘を刺されているという。そのためもあって利用者の話を途中で切り上げたりもし、結果的に利用者の〈話を十分に聞けない〉状況が生じている。「私はできたらそういう方たちの不安なところに寄り添って、話を聞くだけしかできなくてもいっぱい聞いてあげたいと思うんですけど、長すぎるとか、今ここでその気持ちを全部出さしてしまうと次につながらないって教えてもらったこともあるんで」「言われて無理矢理切り上げたときに話したいっていうその彼女の思いはあったのに（中略）できなかったな、とか。（中略）途中で切られるのもそうですし、話したいんですけどって言ったらじゃあセンター（注：婦人相談所）につなぐので、また連絡お待ちくださいねって言って。（中略）また不安な気持ちで夜を過ごさせるとか」と、その支援者は語った。

さらに、支援者が自分のやり方に信頼をおくあまり、利用者の要望を顧みないという状況、いうなれば〈専門職としての支援方法への固着〉が、抑圧的実

践に関連しているという指摘もあった。指摘があったのは子どもの“寝かしつけ”をめぐるエピソードであった。「夜寝られなくなっちゃうので」と、食後は寝かしつけないよう施設の保育士に依頼する利用者に対し、食後は寝かしつけることを是とする保育士たちはその利用者の要望に応えなかった、というもので、「保育とは、支援はこうあるべきみたいな。これは違うみたいな。やっぱりこう、堅いんじゃないかなって。そこ時々、（中略）感じますね」とある支援者は語った。

（2）抑圧的实践の背景

それでは、上述したような【抑圧的实践の背景】には、どのようなものがあるだろうか。これについては、まずもって〈ルールの硬直性〉があることを前提に、支援する側にもまた〈規範の内面化〉が認められることがインタビューから明らかになった。

施設生活の〈ルールの硬直性〉については、ある支援者が「今でもやはり（中略）施設には日課があって、それにある程度沿っていただく集団生活っていうこと自体が、かなり利用者さんに負担をかけているかなあと」「本当ですと、一人一人の生活時間、ペースに沿うようにしたいなあって。私がここに入ったらやだよなあとというのは思います、正直なところ」と語るように、支援する側も自覚するほどの窮屈さがあることが示された。また他の支援者は、支援の決定権を持つ婦人相談所の業務時間が厳格であることに疑問を呈した。「24時間の施設で、利用者さんたちは先が不安な中で支援しているのに、それを管理するのが全部、月から金曜の9時から5時45分までなので（中略）連休だと特に、何もできないじゃないですか。（中略）かわいそうっていうか、申し訳ないなって思うのに、この間みたいに年末年始もそうですし、ゴールデンウィークもそうですし。（中略）その、公務員の時間帯で利用者さんの方向を決めるんじゃないかって、利用者さんの立場に立って動かしていただきたいなって思うんですけど」と、その支援者は語った。

その一方で、介入する／しないの決定に影響するものはなにかと尋ねられたある支援者は「今は、寮のしくみが大いかなと思うのと。ただ、あとは支援者の意識も大いかなと思います」と答えた。筆者らがさらに「支援者の意識ってどんなことですか」と問うたところ、「（中略）集団生活だから、やって頂か

なければいけないもの」と答えるなど、施設での支援においては支援者の側に“ルールだから従うのは当然”という意識が芽生え、〈規範の内面化〉が生じることが明らかになった。また、規制が多く窮屈な日常は、〈社会を映す施設〉であることを意味しているとの考えも示された。すなわち、一般的にこの社会では“普通”とされること——身の回りを整頓し清潔に保つこと、きちんと食事を探ること、欠かさず入浴すること、働いて報酬を得、その収入を管理すること等——を施設生活の中に厳格に織り込み、利用者にはそこにしっかり馴染んでもらうという考え方である。ある支援者は「寮ってこのあり方自体が、(中略)工賃は、作ってもらったものに対して貰うものっていう考え方自体が、社会のあり方を反映している」「そこから逸脱するものをちょっと毛嫌いするって。普通の社会のちっちゃいやつですね」と語った。

また、“専門職の支援とはこうあるべき”という固い信念が、利用者の要求に応えようとしめない支援者の態度を形成し、【抑圧的实践の背景】になっていることも窺われた。すなわち〈物言わせぬ支援者〉の存在である。上述した子どもの寝かしつけをめぐるエピソードに登場する保育士の支援はそれに当てはまる。その施設で力を持っている支援者、ベテランの支援者は場合によっては〈物言わせぬ支援者〉となり、(1)で述べたような〈専門職としての支援方法への固着〉が生じることが示された。

施設入所者の多くは「本人が来たくて来るんじゃない」ことから、施設での援助関係の構築には時間がかかるという語りもあった。いわば〈マイナスから始まる援助関係〉が、【抑圧的实践の背景】に横たわっているということである。ある支援者は、この点に関し「結局ここ(注：婦人保護施設)しかないから、ここに入れられたんだっていう風にいらっしゃる(ママ)方っていうのは非常に多くて。(中略)資源としてここしかなくて、いらっしゃったんだらうなって。やむなしだとは思いますが、やはりさせられたという意識をもって入られるものですから、(中略)職員に何かされるところっていう風に、入ったときから思うところから始まる。(中略)そういうところから始まるってところは、やはり難しさ、始まりは難しいなって思います」「そこからどうやって関係を作っていくかっていうところが、施設の職員の腕の見せどころじゃないですけども、そこからが頑張りどころなんですけど」と語った。

このほか、婦人相談所と婦人保護施設という、女性支援の実践主体の関係性

について、〈行政と施設のパワーバランス〉が非対称であることが、【抑圧的実践の背景】にあることを窺わせる語りがあった。ある支援者は、両者の関係が対等でないことに疑問を呈し、「センターは、（注：利用者を）入れるときに措置元なので、意見を言ったりはするけれど、結局そのあと24時間（注：利用者の）生活を見てるのも支援するのも施設側じゃないですか、婦人保護施設。で、たまに来てそうやって話聞いても、『ほんとにわかっていますか？』っていう感じにこっちは思っちゃって。（中略）そういった意味でも、決して本当に対等な立場ではないし、なぜか、別に私たちが、施設側が全然“下”だと思っていないけど、センターにしてみると自分たちが“上”っていう。（中略）困っている女性を支援するっていう目的は同じはずなのに、なんかそういう格差じゃないですけど、なんでだろうなって思うところはありますね」と語った。

（3）支援者が抑圧装置にならないための方策

（1）（2）を踏まえたうえで、【支援者が抑圧装置にならないための方策】として、どのようなことが考えられるだろうか。ある支援者は、「支援をする・しないを決めるとき、その決定に影響しているのはどんなことだと思いますか」という問いに、「支援者の方針っていうんですかね。支援者みんなでその人のことを考えた結果で。それが一番大きく影響しているような気がします」と答え、“みんなで話し合っただけ”ことの重要性を強調した。また別の支援者も、同じ問いかけに「経験値が浅い分、みんなで話して決めた方がいい部分もあるかと思うので。（中略）組織の方針とかも関係はしてくるのかなという気がしますね。結局みんなで話し合った結果がこうなったみたいなのがあったりはする」と語り、組織の方針と同程度に“みんなで話し合っただけ”が支援に影響するという認識があることが窺えた。このように〈支援の民主化〉を担保することは、支援者が独善的になるなど、支援にあたっての弊害を予防し、ひいては支援者自身が抑圧装置となることを防ぐ機能があるものと思われる。また、「施設にいる間だったら失敗してもやり直しができるから、やり直しがやりやすい環境なので、もう本人に任せてもいいんじゃない？っていう感じになりつつはありますね」という語りもあり、“みんなで話し合った結果”、支援者の間で利用者の自己決定に委ねる部分を拡大していこうという動きが見られることも窺えた。

【支援者が抑圧装置にならないための方策】として、新しく入職したスタッフの意見を積極的に聞くなど、〈新しい風を入れる〉必要性が語られた。ある支援者は、施設のルールをめぐって「ほかの施設から異動してきた人からすると、なんで本人が希望してるのに、それをダメっていう理由がわからないって、しごくまっとうな意見を言ってくれたりするので、そういう外部からきた人の、新鮮な目でみた意見とかも聞きながら」支援を行っていくと語り、ともすれば官僚主義的になりやすい施設内のルール遵守をめぐる態度にも、〈新しい風を入れる〉ことによって変容がもたらされる可能性があることが窺えた。

また、硬直的になりがちな施設ルールを変革していくためには、〈利用者の声を聞き取る〉ことが重要だと考えられていることも明らかになった。支援者たちは、利用者の声を重く捉えていること、利用者の意見が施設のルールを変えていくためのきっかけとなり得ることを指摘した。ある支援者は、「直接(注：声を)あげていただければ、もちろん検討というか相談はしていきたいので。そのあたりはお互いに変わっていくことへの抵抗がなくなるというか。相談してもらえれば(注：施設ルールを)変えていくこともできるし、職員側もこんな声を聞いたってなれば、ちょっと変えなきゃいけないんじゃないかみたいな」と語り、利用者の声を処遇に反映させることの重要性を強調した。

【支援者が抑圧装置にならないための方策】として、〈社会変革を志向する〉ことの重要性を挙げる語りも、少ないながらあった。ある支援者からは、「(注：施設での支援を通して) ゆがんだ社会に適応させちゃう、適応させるようにさせちゃう(ママ)ってというのは確かに事実でして。適応しなくていいよっていう、本来利用者に向けての視点ではなく、地域や社会を変えていく方の動きの方が重要なんだろうなとは思いますが。なかなか1施設の中では難しいかな」という語りが得られた。すなわち、理念としての社会変革の重要性はよくわかっているものの、現場でそれを実践することは困難であるという認識が示された。

5 考察

5.1 パワー偏在への気づき

パワー偏在に関する語りのなかで最も多かったのは、施設ルールが利用者を

抑圧しているという内容のものであった。すなわち、〈施設ルールの厳格さ〉や〈ルールの硬直性〉をめぐる語りに見られるように、施設の日課や規則は利用者に〈日常とかけ離れた暮らし〉を強いており、そこにはパワーの偏在があるという認識が示された。複数の支援者たちが施設生活の“自由のなさ”に言及し、自分だったら耐えられないような生活をさせていることへの申し訳なさが「（注：利用者）に負担をかけている」「私がここに入ったらやだよなあ」という語りに表出されていた。

しかしながらその一方で、このようなルールを「集団生活だからやって頂かなければならないもの」とする、〈規範の内面化〉が一部に生じていることも明らかになった。支援者たちの間にも、ルールをめぐる相反する感情があることが窺える。

全体を通して、施設ルールに関する語りが非常に多いという印象であったが、このことから、利用者の自由を制限する施設の規律に、支援者の多くが違和感を覚えていることが窺える。だが違和感を覚えつつも、いったんできあがって運用されている施設の規則を変えるのには大変なパワーが必要なようである。ルールの“おかしさ”に気づくものの、「（注：ルールに関する利用者の訴えを）聞いて、終わってしまうみたい。だけど（中略）それだけでは変わらない」という語りや、「（注：規則のある生活を）やらざるをえないというか、お願いしなければ成り立たない生活っていうのもあるんですけども。（注：そのことを）当たり前としないで、（注：ルールの改変を）考えていかなきゃいけない」という語りからも窺えるように、支援者自身、ルールの改変は必要であるという認識を示していた。しかし、たとえば“携帯電話の使用”という事柄ひとつとっても、婦人保護施設では現在までのところ、依然として使用禁止ルールが一般化しており、その改変は端で見るほど簡単なことではなく、支援者側にも相当な覚悟とパワーが必要であることが見て取れた。

かような状況にあって、支援者らは相応の工夫もしていた。たとえば支援者自身の〈規範の内面化〉に気づくべく、新人スタッフの意見を聞くなど〈新しい風を入れる〉ことや、〈利用者の声を聞き取る〉ことである。とりわけ後者は、AOPの要諦にもある“利用者とのパートナーシップ”構築に今後つながってくる可能性がある、重要な実践であると思われる。

5.2 援助関係

専門職の技法として行われる、“あえて利用者の訴えを全て聞かない”という態度も、場合によっては支援者と利用者の双方に不全感・未消化感を招来させていることが明らかになった。また、パワーを有しているベテラン支援者は、時として〈物言わせぬ支援者〉となり、〈専門職としての支援方法への固着〉をすることによって、利用者を一つの型にはめるような支援を行う危険性があることも示された。支援者が均質な同一処遇に固着することは、公平性を担保するためには有益であるが、同時に官僚主義的な関わりにつながる危険があるといえよう。

また、利用者は“来たくて来るわけではなく、いわば仕方なく入所する”ことがほとんどであるため、施設に「入れられ」て「職員に何かされる」という、施設生活や支援者に対するネガティブな感情を抱いて入所してることが多い。そこから、支援者が円滑な援助関係を構築することは困難であるが、そこが「腕の見せどころ」という語りからも窺えるように、支援者は一定のやりがいを感じていることが示された。独善的な支援となることを防ぐために、一人で抱え込まず“みんなで決める”ことによる〈支援の民主化〉が進められるなど、部分的ではあるがAOPの視点と合致する実践がすでに行われていることも示された。

5.3 婦人相談所との関係性

婦人相談所と婦人保護施設の関係性については、パワーの非対称性を疑問視する声があがっていたほか、婦人相談所の業務時間が硬直的であるため、利用者のニーズに応じきれていないとする批判も提起された。いずれにしても、支援者らが両者のパワーの格差に釈然としないものを感じていることは明白であった。婦人相談所と婦人保護施設は、措置元と措置委託施設という非対称な関係性におかれているが、このことが直接、婦人保護施設での支援に影響していることが窺われた。婦人保護施設の支援員らは、ある意味Young (1990)のいう“無力化”に近い状態におかれている。利用者の支援の方向性を定められている婦人保護施設の支援者たちは、婦人相談所に指示をする権限をもたず、婦人相談所からは一方的に指示を受けるという点で、“無力化”させられている。その結果、婦人保護施設の支援者たちは、施設のルールを自分たちで改変する

にも“パワーが足りない”状態に陥っていることが推測されるのである。

かような“無力化”の状態にあって、従来からある専門職言説を変化させていくことは困難なはずであるが、支援者たちは、利用者に施設ルールを遵守させることの意味を吟味し、これを批判的に捉えることにより、“集団生活なのだから従うべき”“仕方ない”というこれまでの支配的な言説に挑戦しようとしているように思われた。

また、婦人保護施設の利用者は、措置元の機関と委託先の施設、施設支援員と入所者という、二重の入れ子になった“非対称性”のうちにおかれている。しかしながら、筆者らが聞き取った中では、支援者たちは（窮屈なルールを押しつけているという、その部分が主ではあったものの）自らを抑圧者として自覚しており、利用者がYoungのいうところの“周辺化”された状況にあることも認識していた。但し“周辺化”が利用者の生を毀損する、深刻な抑圧であることに対する認知を示す語りは得られなかった。

結びにかえて

分析結果と考察からも明らかなように、今回のインタビュー調査では施設ルールや日課などに対する語りが相当の部分を含めていた。このことは、入所者の自由の制限にかかわる問題が、支援者側にとって最も見えやすく、また違和感を覚えやすいものであったことを示している。援助関係に由来するパワーの偏在に比べ、施設ルールをめぐる問題は支援者にとって専門職アイデンティティの揺らぎを生じさせることも少なく、感情移入もしやすいため、このような結果になったものと思われる。支援者たちの語りからは、措置元の機関と施設、支援者と利用者というパワーの非対称性がもたらす不利益に対する気づきがあったことが窺われた。この点において、問題の掘り下げや省察は一定程度進められたといえるだろう。わけでも、婦人相談所との関係性をめぐる語りからは、パワー偏在に関わる問題が支援をするにあたっての重要な障壁となっていることが浮かび上がってきた。

社会変革への志向に関する語りは多くなかった。このことは婦人保護施設に限らないと思われるが、施設ケアが眼前の個人のニーズにいかに応えるかということを目的とし、ミクロの対人支援を中核としているためだと考えられる。

しかしながらStrierとBinyamin（2014）が指摘するように、AOPの視点に立ったプログラムでは、個人のケースワークに焦点を当てるのではなく、グループワークやコミュニティの実践方法を取り入れることで、複数の方法による介入を導入しており、利用者の問題をより文脈に沿った構造的な視点で捉えることに成功している。かかる新しいアプローチは、利用者のコミュニティへの参加を高め、利用者の満足度も向上したことが報告されている（Strier and Binyamin 2014: 2017）。今後AOPの視点に立った支援プログラムの有効性を、日本の女性支援で検証するにあたり、参考になる指摘と思われる。

なお、婦人保護施設という施設内での実践の弊害として、利用者に対する母親役割や女性役割の強化・再生産という問題があると予測したが、今回はジェンダーに直接関わる語りは得られなかった。このことが婦人保護施設での支援のあり方や、支援者の省察の深度とどう関わっているのか、引き続き検討していく必要があるだろう。

【文献】

- Baines, S. and Edwards, J. (2015) 'Considering the Ways in Which Anti-Oppressive Practice Principles Can Inform Health Research', *The Arts in Psychotherapy*, 42, 28-34.
- Clifford, D. and Burke, B. (2009) *Anti-Oppressive Ethics and Values in Social Work*, Palgrave Macmillan.
- Carastathis, A. (2014) 'The Concept of Intersectionality in Feminist Theory', *Philosophy Compass*, 304-314.
- Danso, R. (2009) 'Emancipating and Empowering De-Valued Skilled Immigrants: What Hope Does Anti-Oppressive Social Work Practice Offer?', *British Journal of Social Work*, 39, 539-555.
- 堀千鶴子（2008）「婦人保護事業の現在」林千代編著『婦人保護事業50年』ドメス出版、100-159。
- 児島亜紀子（2019）「反抑圧ソーシャルワーク実践（AOP）における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』26、19-38。
- Strier, R. and Binyamin, S. (2014) 'Introducing Anti-Oppressive Social Work Practices in Public Services: Rhetoric to Practice', *British Journal of Social Work*, 44(8), 2095-2112.
- 武子愛、児島亜紀子（2022）「反抑圧アプローチの視点から見る婦人保護施設職員がとらえた知的障害女性——知的障害と性を中核とした課題との交差性を中心に——」『社会問題研究』（71）、45-60。
- Young, I. M. (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press.